

公 募 説 明 書

愛知県警察本部総務部施設課

項目及び構成

1	公募に付する事項	-----	1
2	公募に参加する者に必要な資格	-----	1
3	担当部局	-----	2
4	自動販売機の設置条件	-----	2
5	公募参加申込みの方法等	-----	3
6	使用許可場所の現地確認	-----	4
7	本公募に関する質問及び回答並びに回答閲覧	-----	4
8	本件手続きにおいて使用する言語及び通貨	-----	5
9	使用許可の相手方となる事業者の選定等	-----	5
10	使用料の納入	-----	5
別紙－1	使用許可物件詳細	-----	6
別図	警察学校射撃場管理棟北側敷地使用許可場所	-----	7
別紙－2	仕様書	-----	8
別紙－3	国有財産使用許可書（案）	-----	10
別紙様式1	誓約書		
別紙様式2	役員名簿		
別紙様式3	見積書		
別紙様式4－1、4－2	自動販売機設置企画書		
別紙様式5	委任状		
別紙様式6	質問書兼回答書		

1 公募に付する事項

(1) 件名

飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可

(2) 公募に付する理由

愛知県警察学校における警察職員の福利厚生のため

(3) 使用許可物件（詳細は別紙－1「使用許可物件詳細」のとおり）

所在地	設置場所	許可面積	設置台数
愛知県春日井市廻間 町字明知洞1083-3	愛知県警察学校 射撃場管理棟北側敷地	2.64㎡	1台

※1 許可面積には、自動販売機、リサイクルボックス、転倒防止措置、背面スペース等に要する面積を含みます。

※2 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとします。

2 公募に参加する者に必要な資格

法人、個人を問いませんが、次に掲げる要件を満たさない個人、法人は参加資格を有しません。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 経営の状況及び信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(4) 国税及び地方税の未納がない者であること。

(5) 警察庁及び愛知県警察から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

(8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。

(9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。

- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員及び(8)から(11)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (13) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。

3 担当部局

〒460-8502

名古屋市中区三の丸二丁目1番1号
愛知県警察本部総務部施設課財産係
電話番号 052 (951) 1611 内線2268
FAX番号 052 (951) 3687 (直通)

4 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項及び第19条の規定に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、内閣府所管国有財産部局長愛知県警察本部長（以下「部局長」という。）が使用許可申請者に対し、行政財産である土地の一部を使用許可する方法により行います。

(2) 使用許可期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とします。

ただし、期間満了2月前までに、所定の様式により部局長へ継続の出願を行った場合、原則として1度に限り、許可の終了日翌日から5年を超えない期間で更新が可能です。

(3) 使用料

ア 初年度使用料

初年度の使用料は、設置事業者として決定した者が提案した年額の見積価格とします。

なお、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項等の定めるところにより、本物件（土地）の使用許可は非課税取引に当たるため、提案された見積価格に対し、消費税及び地方消費税相当額の加算はしません。

イ 翌年度以降使用料

翌年度以降の使用料は、「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の基準」通達（昭和33年1月7日付管蔵第1号）別添第2節に基づき、毎年度改定します。

(4) 必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費及び電源等の問題が生じる場合の費用はすべて設置事業者の負担とします。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とします。各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を、歳入徴収官愛知県警察会計担当官（以下「当局歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書により、指定日までに全額納入してください。

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとしてください。

- ア 原則として最新機種（省電力やノンフロン対応等環境に十分配慮したもの）であること。
- イ 500円硬貨及び1000円紙幣（新紙幣を含む）が使用できること。
- ウ 可能な限りキャッシュレス決済ができるよう努めること。

(6) 利用上の制限

使用許可期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 許可条件を遵守し、使用料及び光熱水費を期限までに確実に納付すること。
- イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間並びにその経路については、警察学校の指示に従うこと。
- エ 商品の具体的な構成については、警察学校との協議によること。
- オ 設置事業者は、本件使用許可に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに、部局長へ提出すること。

(7) 維持管理

使用許可期間中は、次の事項を遵守してください。

- ア 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫管理を適切に行うこと。
- イ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じたリサイクルボックスを必要数設置し、適切に回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。またリサイクルボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。回収した使用済み容器は、設置事業者が持ち帰ること。
- ウ 関係法令等を遵守し徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- オ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 原状回復

部局長が使用許可を取消したとき、又は使用許可期間が満了したときは、設置事業者は、自己の負担で直ちに物件を原状回復し返還してください。

(9) その他

別紙－2「仕様書」を参照してください。

5 公募参加申込みの方法等

(1) 公募参加希望者は次に掲げる書類を提出し申し込むこと。

- ア 別紙様式1 「誓約書」（代表者名のものに限る）
- イ 別紙様式2 「役員名簿」（電子データにより提出）
- ウ 別紙様式3 「見積書」（1年分の提案使用料を記載すること）
- エ 別紙様式4－1、4－2 「自動販売機設置企画書」
- オ 別紙様式5 「委任状」（見積書に代表者名を記名し代表者印を押印したうえで、会社の社員等が当該見積書を持参する場合、委任状は不要）
- カ 設置しようとする自動販売機、リサイクルボックス等のカタログ
- キ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
 - 〈法人の場合〉・・・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - 〈個人の場合〉・・・住民票

ク 公告日現在、官公庁において自らが管理運営する飲料自動販売機を設置している場合は、その実績を示す「使用許可書」又は「契約書」の写しの何れか
ケ 納税関係書類

(ア) 国税について

- a 法人・・・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の3 未納の税額がないことの証明)
- b 個人・・・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書
(その3の2 未納の税額がないことの証明)

(イ) 県税について（愛知県の県税事務所が発行する納税証明書）

- a 法人・・・「法人県民税」、「法人事業税」及び「自動車税種別割」の未納の税額がないことの証明
- b 個人・・・「個人事業税」及び「自動車税種別割」の未納の税額がないことの証明

※ キ及びケの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも可能です。

(2) 公募参加申込書類提出の方法、期限、場所等

ア 持参又は郵送（書留郵便等）に限ります。なお、郵送の場合、封筒（表）に「**公募参加申込書類在中**」と朱書きしてください。ただし、5の(1)イ「役員名簿」は、エクセルファイルにより作成し、電子メールで送信してください。

送信先メールアドレス zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

※ 送信の際は、3の担当部局まで電話連絡してください。

イ 提出期限

令和7年1月23日（木）午後5時まで（郵送の場合は到着分有効）とします。
なお、持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）とします。

ウ 提出場所

3に示す場所

エ 郵送で申し込む場合

5の(1)キ及びケの証明書類は原本を提出してください。

(3) その他

ア 公募参加申込書類の提出に係る費用は、提出者の負担とします。

イ 提出された書類は、提出者へ返却しません。

ウ 提出された書類の差替え及び再提出は認めません。

エ 本公告に示した公募参加に必要な資格のない者による申込み及び公募参加に関する条件に違反した申込みは無効とします。

6 使用許可場所の現地確認

使用許可場所の現地確認をしたい場合は、公募公告の日から令和7年1月16日（木）正午までに愛知県警察学校会計科（連絡先：0568-88-0290 内線231）へ連絡し、日程の調整をした上で実施してください。

7 本公募に関する質問及び回答並びに回答閲覧

(1) 本公募に関する質問方法

本公募に関する質問（6に示す現地確認の日程調整以外）がある場合は、別紙様式6「質問書兼回答書」を作成し、公募公告の日から令和7年1月16日（木）正午までに3の担当部局へファクシミリ又は電子メールにより提出してください。

送信先メールアドレス zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問者へ書面により回答します。

(3) 質問に対する回答閲覧

質問に対する回答は、回答をした日から令和7年1月23日(木)までの日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)の間、3に示す場所において閲覧に供します。

8 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

9 使用許可の相手方となる事業者の選定等

- (1) 「行政財産を貸付け又は使用許可する場合の基準」(昭和33年1月7日付管蔵第1号) 通達別添第2節第1の規定に基づいて作成された使用料予定価格以上で、かつ最高価格をもって有効な見積書を提出した者を1者選定します。
- (2) 使用許可の相手方となるべき者が二人以上あるときは、くじ引きにより使用許可の相手方を選定します。この場合は、当該対象者にくじ引きの日時等について別途連絡します。なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって使用許可事務に関係のない職員にくじを引かせます。
- (3) 選定結果は、令和7年2月12日(水)までに電話及び書面にて通知します。
- (4) 選定された者は、別途連絡する指定期日までに所定の様式「国有財産使用許可申請書」等を部局長へ提出し、別紙-3「国有財産使用許可書(案)」の交付を受けるものとします。

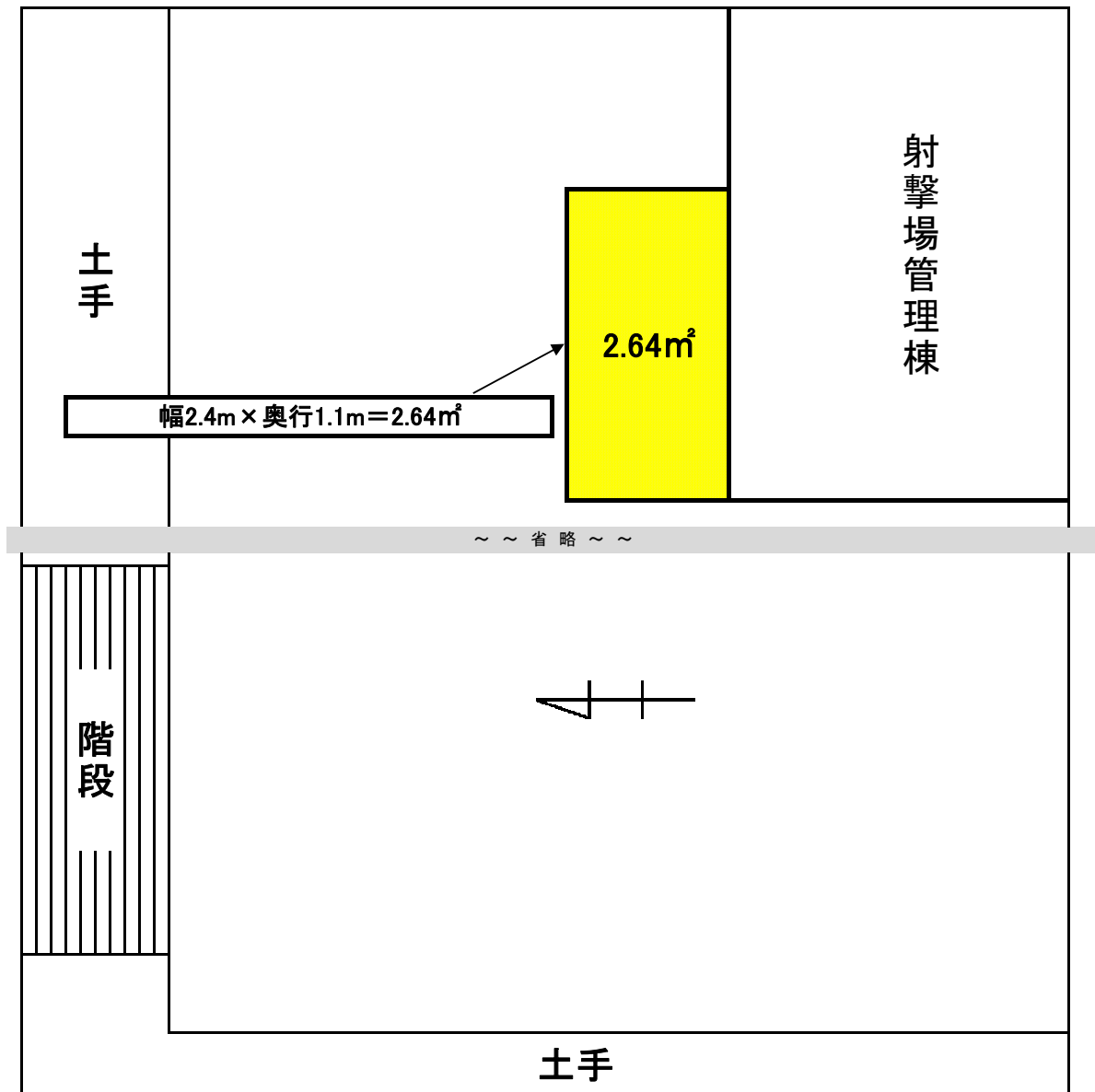
10 使用料の納入

各年度、当局歳入徴収官の発行する納入告知書により、一括納入していただきます。

使用許可物件詳細

区 分	内 容
1 名 称	愛知県警察学校（射撃場管理棟北側敷地）
2 所在地	愛知県春日井市廻間町字明知洞 1083-3
3 設置場所	別図「警察学校射撃場管理棟北側敷地使用許可場所」のとおり
4 学校施設内にある他の自動販売機の状況	令和6年12月現在、本館及び学生寮4寮に飲料自動販売機を1台ずつ設置しています。
5 施設利用状況	開庁日及び時間 月曜～金曜(平日) 8時45分～17時30分 上記以外は、当直勤務毎日 4～6名程度 勤務人員 70名程度 入校者数 平均266名/日 射撃場利用者数 平均71名/日 自動車運転練習場利用者数 平均20名/日
6 販売実績	新規設置のため実績なし
7 留意事項	射撃場管理棟の外壁に、電源コンセントを設置予定です。

射撃場北側



※許可面積には、自動販売機、リサイクルボックス、基礎ブロック等を含む。

仕 様 書

1 機器設置の条件

- (1) 原則として最新機種（省電力やノンフロン対応等環境に十分配慮したもの）であること。
- (2) 500円硬貨及び1000円紙幣（新紙幣を含む）が使用できること。
- (3) リサイクルボックスを1個以上設置すること。
- (4) 機器及びリサイクルボックスの転倒防止対策を行うこと。
- (5) 可能な限りキャッシュレス決済ができるよう努めること。
- (6) 屋外の設置であるため計量機器（子メーター）等の防水措置をとること。
- (7) 電源ケーブルの敷設方法等については、部局長の指示に従うこと。

2 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶等の清涼飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。
- (2) 販売品目は、缶、瓶、ペットボトル等の密閉式の容器とすること。
- (3) 販売価格は、標準販売価格から10円以上値下げとすること。ただし、経済事情の急変等により標準販売価格の価格改定（値上げ）が決まった場合は、速やかにその改定年月日、対象商品等を示した案内等を提出すること。
- (4) 商品の具体的な構成については、警察学校との協議によること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じたリサイクルボックスを必要数設置し、適切に回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。また、リサイクルボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。回収した使用済み容器は、設置事業者が持ち帰ること。
- (3) 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間並びにその経路については、警察学校の指示に従うこと。
- (4) 販売品の搬入等で学校施設の出入りを行う者にかかる手続きについては、警察学校の指示に従うこと。
- (5) 関係法令等を遵守し徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (6) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

別紙－ 2

4 売上状況の報告

本件自動販売機の売上状況を次のとおり報告すること。

(1) 内容

場所	本数 (本)	売上げ金額 (円)

(2) 期限

区分	報告期限
4月～6月	7月末日
7月～9月	10月末日
10月～12月	1月末日
1月～3月	4月末日

別紙様式第 1 3（使用許可期間を 5 年以内とする場合）

総 施 発 第 _____ 号
令 和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国有財産使用許可書（案）

使用者 住所

氏名（代表者） _____ 殿

内閣府所管国有財産部局長
愛知県警察本部長

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に警察庁長官に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在 愛知県春日井市廻間町字明知洞 1083-3

区分 土地

数量 2.64 m²

使用部分 別図のとおり

（指定用途）

第 2 条 使用を許可された者は、前記の物件を 飲料自動販売機設置 の用に供しなければならない。

（使用許可期間）

第 3 条 使用を許可する期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了 2 月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

（使用料）

第 4 条 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの使用料は、●●● 円とする。

2 前項に規定する期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は毎年度改定するものとし、改定の都度、当該年度分の使用料を部局長から通知する。

（使用料の納付）

第 5 条 前条第 1 項に定める使用料は、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(使用料の改定)

第6条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(延滞金)

第7条 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、第2項に定める率で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

2 前項の延滞金利率は延滞起算日時点の国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示(昭和32年大蔵省告示第8号)に定める率とする。

(電気使用料の支払い)

第8条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中に使用した電気使用料については、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

(物件保全義務等)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 部局長は、次の各号の1に該当するときは、使用許可の取消しをすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(3) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長は、使用を許可した物件を国又は公共団体において、公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、国有財産法第19条で準用する同法24条第1項の規定に基づき、使用許可の取消しをすることができる。

3 部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

4 使用を許可された者は、部局長が第1項の規定により使用許可の取消しをした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、直ちに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用を許可した期間が満了した後、公募により改めて使用を許可された場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第14条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第15条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第16条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

別紙様式 1

誓約書

私

当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付け（使用許可）を受けた国有財産の使用に当たっては、下記 2 に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記 3 の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記 1 に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式 2 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

内閣府所管国有財産部局長

愛知県警察本部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

見 積 書

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長
愛知県警察本部長 殿

住 所

氏名又は名称

代 表 者 名

(代理人氏名)

印

電 話 番 号

公募公告及び公募説明書に承諾のうえ、必要書類を添えて下記金額（1年分の提案使用料）をもって公募参加を申し込みます。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名 飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可

(本件事務担当者)

氏名

電話番号 F A X

E-mail

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。

※ 本件は非課税取引に当たるため、消費税等相当額の加算はしません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

代表者名で申込む場合

見 積 書

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長
愛知県警察本部長 殿

住 所 名古屋市中区三の丸2-1-1

氏名又は名称 名古屋〇〇株式会社

代 表 者 名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
(代理人氏名)

電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

公募公告及び公募説明書に承諾のうえ、必要書類を添えて下記金額（1年分の提案使用料）をもって公募参加を申し込みます。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円

件名 飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可

(本件事務担当者)

氏名 _____

電話番号 _____ F A X _____

E-mail _____

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。

※ 本件は非課税取引に当たるため、消費税等相当額の加算はしません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

見 積 書

代理人名で申込む場合
(要委任状)

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長
愛知県警察本部長 殿

住 所 愛知県春日井市廻間町字明知洞
1083-3

氏名又は名称 名古屋〇〇株式会社〇〇支店
代 表 者 名 支店長 〇〇 〇〇 印
(代理人氏名)

電 話 番 号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

委任状代理人印と同一

公募公告及び公募説明書に承諾のうえ、必要書類を添えて下記金額（1年分の提案使用料）をもって公募参加を申し込みます。

記

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壹	
¥	○	○	○	○	○	○	○	○	○	円

件名 飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可

(本件事務担当者)

氏名 _____

電話番号 _____ F A X _____

E-mail _____

- ※ 金額は算用数字で記入し、頭部に「¥」を付すこと。
- ※ 本件は非課税取引に当たるため、消費税等相当額の加算はしません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

自動販売機設置企画書

申込人 (氏名又は名称)	名古屋〇〇株式会社			
設置場所	愛知県警察学校射撃場管理棟北側敷地			
自動販売機の種類	飲料自動販売機			
機種品番	〇〇〇-〇〇	冷温の別	<input type="checkbox"/> 冷却のみ <input checked="" type="checkbox"/> 冷温共用	
設置機器等の仕様 (詳細は別紙様式4-2 「平面図」のとおり)	自動販売機1台の使用面積: 〇〇.〇〇 m ² (小数点第3以下切捨て) (幅 〇〇.〇)×(奥行 〇〇.〇〇)×(高さ 〇〇.〇) (mm) キャッシュレス決済 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 可(種類:〇〇PAY) リサイクルボックス設置数: 〇 個 使用面積: 〇〇.〇〇 m ²			
補充サイクル	夏季	通常季	冬季	販売品目
	<input checked="" type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 毎日	<input type="checkbox"/> 20種類未満
	<input type="checkbox"/> 2、3日に1度	<input checked="" type="checkbox"/> 2、3日に1度	<input type="checkbox"/> 2、3日に1度	<input type="checkbox"/> 20~25種類
	<input type="checkbox"/> 5日に1度	<input type="checkbox"/> 5日に1度	<input checked="" type="checkbox"/> 5日に1度	<input type="checkbox"/> 26~30種類
	<input type="checkbox"/> 1週間に1度	<input type="checkbox"/> 1週間に1度	<input type="checkbox"/> 1週間に1度	<input checked="" type="checkbox"/> 30種類以上
販売品目	商品名・メーカー・容量	標準販売価格	販売価格	
缶飲料				
コーヒー	〇〇〇〇・〇〇飲料・185g	〇〇〇円	〇〇〇円	
〃				
ジュース類	〇〇〇〇・〇〇飲料・245ml	〇〇〇円	〇〇〇円	
〃				
〃				
ペットボトル飲料				
お茶	〇〇〇〇・〇〇飲料・600ml	〇〇〇円	〇〇〇円	
〃				
その他()	密閉容器の種類ごとに例示してください。 販売価格は、標準販売価格から10円以上値下げとすることが条件です。(別紙-2「仕様書」2の(3)を参照。)			
〃				
〃				
瓶飲料				
栄養ドリンク	〇〇〇〇・〇〇飲料・120ml	〇〇〇円	〇〇〇円	
〃				
〃				

申込人

氏名又は名称

* 記載事項

- ①自動販売機: 自販機の寸法、背面及びリサイクルボックスとの離隔幅(左右)、基礎ブロックのスペース
- ②リサイクルボックス: 寸法(上から見た最大箇所の寸法)
実際に設置する場合を想定して記載してください。
リサイクルボックスの設置個数がわかるようにしてください。
寸法の単位はミリメートルとしてください。
フリーハンドで構いませんが、寸法の単位はミリメートルで正確に記載願います。

幅2.4メートル(2,400ミリメートル)

ここを裏の射撃場管理棟外壁面とした場合の設置平面図を記載してください。

	奥行 1.1 メートル (1,100 ミリ メートル)
--	--

委任状

代理人 住 所

氏 名

印

私は、上記の者を代理人と定め、愛知県警察学校における飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長

愛 知 県 警 察 本 部 長 殿

委任者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

(例)

委 任 状

代理人 住 所 愛知県春日井市廻間町字明知洞 1083-3

名古屋〇〇株式会社〇〇支店

氏 名 支店長 〇〇 〇〇 印

私は、上記の者を代理人と定め、愛知県警察学校における飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可に関する一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

内閣府所管国有財産部局長

愛 知 県 警 察 本 部 長 殿

委任者

住 所 名古屋市中区三の丸 2-1-1

氏名又は名称 名古屋〇〇株式会社

及び代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇 印

質 問 書 兼 回 答 書

提出年月日 令和 年 月 日

件名	飲料自動販売機設置に係る国有財産の使用許可
住 所	〒
氏名又は名称	
代表者名	
担当者名	
電話	
F A X	
メールアドレス	
質問事項	
回答欄	

- ※ 質問受付期間：公募公告日から令和7年1月16日（木）正午まで（厳守してください。）
- ※ 提出先：愛知県警察本部総務部施設課財産係
F A X 052-951-3687 メールアドレス zaisan@police.pref.aichi.lg.jp

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。